

[原著] 松本歯学 12: 164~173, 1986

Key words: 歯科医学史 — 明治時代 — 歯科医術開業試験

明治時代の歯科医術開業試験について
渡辺晋三先生遺品より

矢ヶ崎 康

松本歯科大学 歯科医学史研究室

橋口緯徳

松本歯科大学 陶材センター

市川博保

東京都

Dental Licensing Examinations in Japan
during the Meiji Period
from the Records of Dr. Shinzo Watanabe

YASUSHI YAGASAKI

Dental and Medical History, Matsumoto Dental College

HIROYOSHI HASHIGUCHI

Porcelain Center, Matsumoto Dental College

HIROYASU ICHIKAWA

Tokyo

Summary

This study was made on documents that had been donated by the pioneer of modern Japanese dentistry, the late Dr. Shinzo Watanabe, to Matsumoto Dental College. The topic was "practitioners in the Meiji period". Although the material left by Dr. Watanabe contained many documents, we investigated only the letters of appointment, notifications, and other notes concerning the dental licensing examination from 1887 to 1909—the years in which Dr. Watanabe began to serve as an examiner until the year of his death.

A detailed account of the dental licensing examination is given by the documents in

“The History of Dental Hygienics” and in “The History of Medical Treatment in Modern Japan”. In addition, there is a report on Dr. Watanabe as an examiner based on data supplied by the Watanabe family given by Mr. Seto.

However, the investigators recognized a few points in the information that needed correction and revision. The results are as follows:

1) In the 2nd examination, that was held in 1904 for the first time, the dates of the written (theoretical) part of the exam and the practical part (lab) were changed.

The latter was given 1 to 1 ½ months after the former.

2) To pass the exam, a score higher than 50% on each part (written and practical) was required.

3) According to Dr. Watanabe's list of marks, the average score in one subject did not exceed 5 points out of 10.

This reflects an average pass rate of 20%, as shown in the cumulative chronological table of examination results.

It seems that in the practical exam, the number of examinees per examiner was limited to 10 or less in one day.

緒 言

筆者らはさきに本学に寄贈された近代歯科医学の先覚者渡辺晋三先生の遺品による明治時代の一開業医について考察を行った¹⁾。遺品の中にはこの他にも各種の文書類があるが、今回そのうち、先生が明治20年から没年にあたる明治42年まで試験委員として務められた歯科医術開業試験に関連のある辞令、通達、書翰などを調査した。歯科医術開業試験については歯科医事衛生史²⁾、現代日本医療史³⁾に詳細に記述されており、また試験委員としての先生については渡辺家から資料の提供を受けた瀬戸氏の報告⁴⁾があるが、今回の調査によりこれらの内容には訂正や追加すべき点が認められたのでここに報告する。

調 査 資 料

今回調査した資料は本学所蔵の先生の遺品のうち、歯科医術開業試験に関連のある辞令、通達、書翰及び先生の返書などで、日付、差出人の明瞭なものに限って採用した。それは明治29年から明治42年まで13年間に及ぶが明治30年のものが1点も見当らなかった。さきに報告した診療録資料が明治28年までのものしかなく、今回調査した資料には明治28年以前のものがない。また報告するにあたって資料の中の文字、数字などを現代的表現に書き改めたものもある。今回調査した資料を便

宜上渡辺資料と呼ぶこととする。

調 査 結 果

まず歯科医術開業試験について極めて要約的に述べると、明治時代に入って政府は西洋医学採用の方針をたて、医学教育の確立と医術開業試験の実施を計った。医術開業試験は明治7年公布された医制に端を発し、明治12年の医師試験規則、明治16年の医術開業試験規則と次々に改変された規則に沿って行われたものである。明治16年の規則改正によって歯科医術開業試験は医術開業試験から分離独立した。小幡英之助が明治8年にわが国ではじめて歯科医術開業免許を受けたと言われているが、これは医術開業試験と口中科の試験に合格したものである。また医師は明治12年、歯科医師は明治44年から特定の学校を卒業した者には無試験で免許を与える制度もあって、医術開業試験に合格して免許を与えられるものとの2本立てが現在の国家試験制度に改められた昭和21年（実施は昭和22年）まで続くのである。

1. 試験の実施時期

医術開業試験は前期（基礎科目）と後期（臨床科目と実地）に分れていたが、歯科医術開業試験は第1 歯科解剖及び生理、第2 歯科病理及び治療、第3 歯科用薬品、第4 歯科用器械、第5 実地試験の5科目が同時期に実施された。歯科の学説試験と実地試験の期日が分離されたのは明治37年の第

表1：試験期日の追加

矢印の欄外は歯科医事衛生史に追加した渡辺資料による大阪の実地試験期日

	三十九年		三十八年		三十七年
	第二回	第一回	第二回	第一回	第二回
	百三十二號	百六十四號	百九號	二百一號	二百二十八號
	三九、六、一一	三八、一一、二三	三八、六、一〇	三七、一一、二〇	三六、一一、二一
	(學說) 所在地 大(實地)東京 阪(實地)地方 地(實地)地 聰(實地)聰	(學說) 所在地 大(實地)東京 阪(實地)地方 地(實地)地 聰(實地)聰	(學說) 所在地 大(實地)東京 阪(實地)地方 地(實地)地 聰(實地)聰	(學說) 所在地 大(實地)東京 阪(實地)地方 地(實地)地 聰(實地)聰	所在地 大(實地)東京 阪(實地)地方 地(實地)地 聰(實地)聰
	九月三日	四月二日	十月三日	四月四日	四月四日
	↓	↓	↓	↓	↓
	十一月九日から	五月二十五日から	十一月二十五・二十六日	五月頃	十一月二十六日

2回の歯科医術開業試験からである。

歯科医事衛生史の「歯科試験挙行地及期日」の個所に明治17年から明治39年までの試験期日が表示されているが、明治37年からの実地試験の期日の記載がない。渡辺資料によって大阪だけを補足すると表1のようになる。

2. 試験委員就任と実務上の諸手続

明治16年に告示された医術開業試験規則第三條に「内務卿ハ醫術開業試験ヲ舉行スル毎ニ官立及ヒ府縣立醫學校病院ニ從事スル者又ハ地方ニ於テ學術名望アル醫師理化學者等ヲ選ヒ試験委員ヲ命

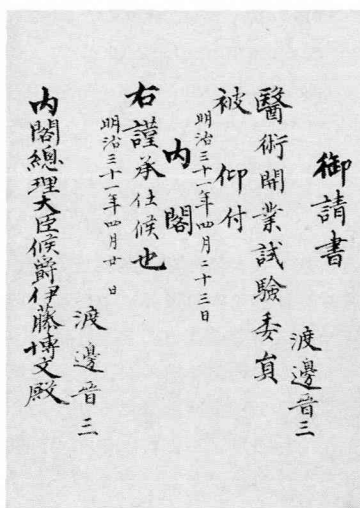


図1：内閣辞令に対する請書(1)

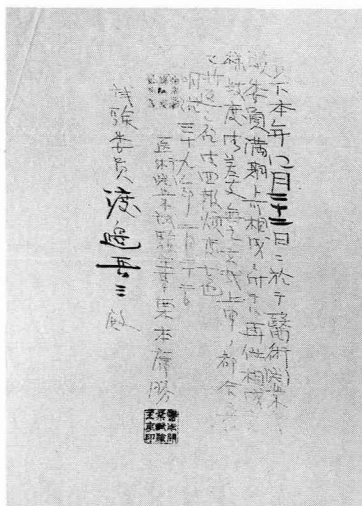


図2：試験委員再任の要請文書

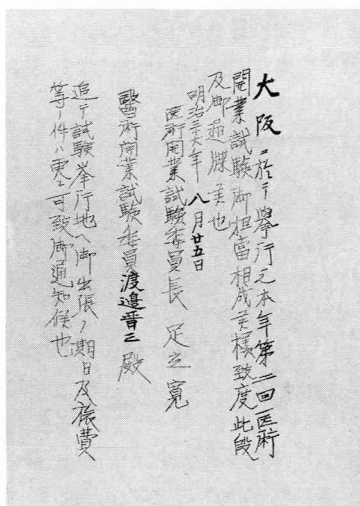


図3：試験委員担当の要請文書

スヘシ 但齒科醫術開業試験ニ於テハ齒科醫壹名ヲ試験委員ニ加フルコトアルヘシ」とあり、この規則によって渡辺晋三先生は明治20年から明治42年まで試験委員を任命されたものである。

試験委員就任の手続はまず内閣から医術開業試験委員被仰付の辞令を受けると図1に示す請書を提出する。試験委員の任期は4年で、更新にあたっては図2のような通牒が来る。

試験委員に就任すると試験実施の都度次のような順序で文書のとり交しがあったと思われる。

- (1) 試験の2ヶ月以上前に試験委員担当の要請

(図3)があつて受諾すると

(2) 試験のおよそ1ヶ月半前に試験開催地に到着すべき日時の指定がある。その到着日は試験期日の2日前が通例であった。その際の宿所も予め届出なければならなかった。先生の大阪での宿所の一つに東区大川町淀屋橋東へ入ル明石屋(庄兵衛)というのがあつた(図4)。これに応諾すると

(3) 出張の辞令が試験のおよそ1ヶ月前に来る(図5)これに対して請書を提出する(図6)。

(4) 試験開催地に到着すると、試験前日に問題会議つまり試験問題を作製するための会議を開催

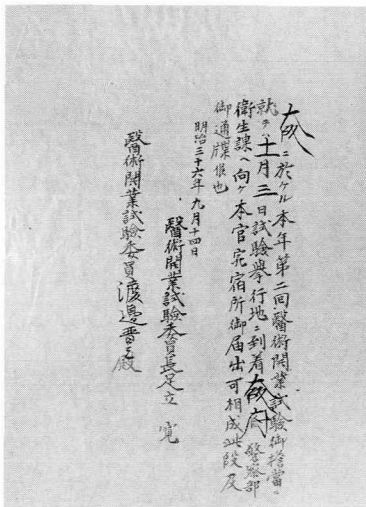


図4：試験挙行地への到着日を指示する文書

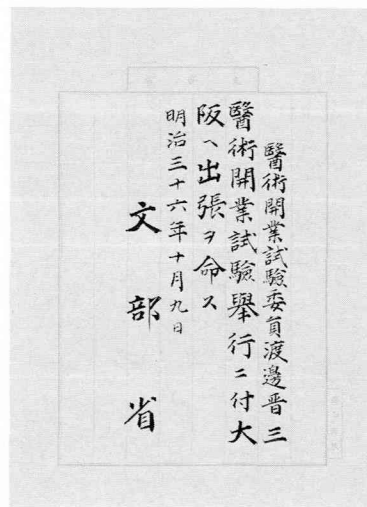


図5：出張辞令



図6：出張辞令に対する請書

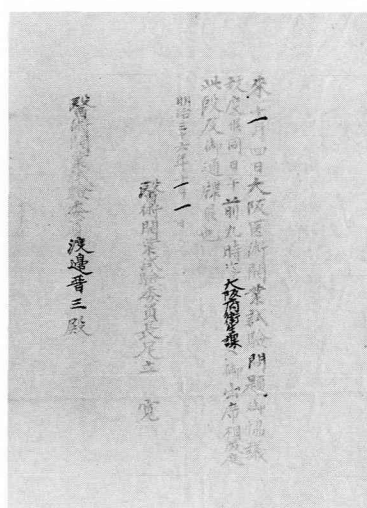


図7：問題会議の通知

する旨の通知が宿所宛に来る(図7)。問題会議は京都では月之家旅館、大阪では大阪府庁第1応接室、大阪衛生試験場、大阪府警察部衛生課、東区南之御堂などで行われたことが通知文書によって知ることができる。

(5) 試験が終了すると試験場で依頼された「旅行日記」に所要事項を記入して医術開業試験事務所の書記宛にその書類を返送しなければならない。この手続が終了すると

(6) 委員の手当としての給与辞令(図8)が来るので、これに対し請書を提出する(図9)。この

請書の日付がすべて12月であるところから、この手当は1年分の試験手当とみて差支えないと思われる。手当は金券が書留郵便で送付されていた様子がうかがわれる。これらの手続のうち(1)(2)(3)(4)の文書の発信者は医術開業試験委員長であるが、明治30年までは後藤新平で、31年からは足立寛となっている。これは後藤新平が明治31年3月台湾総督府の民政局長に就任したためであろう。

表2：試験委員の給与一覧表(瀬戸氏による)

渡辺晋三試験委員辞令

明治20年第2回京都医術開業試験委員勤務につき為手当目録之通り給与

- (同年11月28日 内務省発令)
- 同21年第1回試験委員勤務云々
- (同年5月26日 内務省発令)
- 同26年 同文 手当金25円給与
- (同年12月25日 内務省発令)
- 同27年 同文 手当金65円給与
- (同年12月24日 内務省発令)
- 同28年度 同文 手当金45円給与
- (同年12月24日 内務省発令)
- 同29年度 同文 手当金60円給与
- (同年12月23日 内務省発令)
- 同30年度 同文 手当金70円給与
- (同年12月20日 内務省発令)
- 同31年度 同文 手当金60円給与
- (同年12月20日 内務省発令)
- 同32年度 同文 手当金119円給与
- (同年12月21日 内務省発令)
- 同33年度 同文 手当金203円給与
- (同年12月24日 内務省発令)
- 同34年度 同文 手当金173円給与
- (同年12月25日 内務省発令)
- 同35年度 同文 手当金230円給与
- (同年12月26日 内務省発令)
- 同36年度 同文 手当金200円給与
- (同年12月21日 文部省発令)
- 同38年度 同文 手当金23円給与
- (同年12月18日 文部省発令)
- 同39年度 同文 手当金20円給与
- (同年12月13日 文部省発令)
- 同39年4月20日 同上 内閣発令
- 内閣発令には正七位渡辺晋三と書かれており給与については記されていない
- 同40年度 同文 手当金50円給与
- (同年12月16日 文部省発令)
- 同41年度 同文 手当金45円給与
- (同年12月11日 文部省発令)
- 同42年度 同文 手当金49円給与
- (同年12月10日 文部省発令)

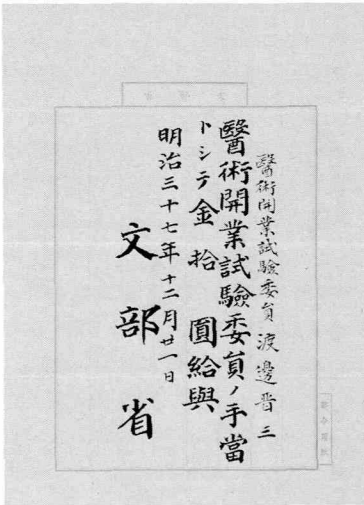


図8：給与辞令

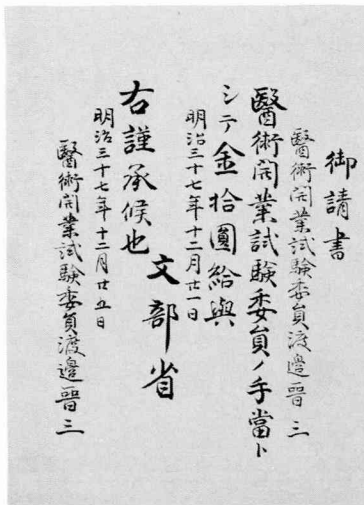


図9：給与辞令に対する請書

御請書

正七位渡邊晋三

醫術開業試験委員

被仰付

明治三十九年四月二十五日

右謹承仕候也

内閣

醫術開業試験委員渡邊晋三

明治三十九年四月二十七日

図10：内閣辞令に対する請書(2)

3. 試験委員の手当

先生の試験委員の手当については瀬戸氏の報告がある(表2)。氏は「辞令を見るに明治22年~25年のものと、37年のものが見当たらないが、先生がその間、委員をされていたか、辞令のみ紛失したのか不明である。また明治24年~35年までは内務省、明治36年以降は文部省より発令されており、同39年は内閣辞令が発せられておるのが特色である」と述べておられるが、内閣からの辞令は試験委員任命の辞令で、内務省、文部省からの辞令は手当の給与に関するものと解釈するのが妥当であろう。内閣の辞令は渡辺資料には明治31年のものもあり、これは試験委員の任期4年と符合する。明治37年の手当は10円の給与であったので瀬戸氏の報告に追加する(図9, 10)。また明治26年から

The figure consists of six panels, each containing text related to the examination process for medical practitioners (医術開業試験取扱手続). The panels are arranged in a 2x3 grid. The top row contains three panels, and the bottom row contains three panels. Each panel lists various subjects and their respective examination times or procedures. The text is written in vertical columns, typical of traditional Japanese documents. The panels are numbered 1 through 6, corresponding to the figure caption.

図11：医術開業試験取扱手続：
上は明治18年8月発令のもの、
下は明治25年4月発令のもの

明治42年までの給与の額を通覧すると受験者数の増加に従って給与も増加する傾向が見られ、明治37年から急減しているのは、同年から学説試験と実地試験が分離され、先生は実地試験のみを担当されたためではないかと考えられる。

4. 医術開業試験取扱手続

渡辺資料の中に明治18年8月と明治25年4月に内務省から発令された医術開業試験取扱手続の実物がある。これは試験委員が試験に際して行わなければならない事項についての業務命令のようなものである。要点を現代的表現に直して抜粋すると次のようになる。試験問題は歯科解剖及び生理2問、歯科病理及び治術2問、歯科用薬品2問、歯科用器械2問と実地試験、ただし実地患者がないときは臨時に実地上の問題を選定して答記させることがある。問題答記の時間は各科2時間とする。合否は1問の満点を10点とすると、明治18年発令のものでは、各科3点以上で4科目の合計が32点以上を得たものに限って実地試験を行い、それが10点以上であれば得点に5を掛け、学説の全

点数と合せて90点以上の者を及第とした。明治25年発令のものでは、各問1点以上で毎科各問の平均点数が3点以上で、各科の合計が40点以上のものにだけ実地試験を行い、各問3点以上でその合

表3：渡辺資料から得られた科目別平均点

	I	II	III	IV	V
解剖	3.9		4.1		
生理	1.9		4.8		
病理		3.1		3.0	3.7
治術		3.7		3.3	3.4
薬品1	3.9		3.9		
薬品2	3.9		3.9		
器械1		4.2		3.9	2.9
器械2		3.1		4.3	3.8
合格率		15%	11.5		

- I：出願者44名
- II：出願者50名
(明治26年第2回京都のものと思われる)
- III：出願者58名
(明治29年第2回京都のものと思われる)
- IV：出願者61名
- V：出願者128名

図12：試験の採点表：

上は明治26年第2回京都のもの、
下は明治29年第2回京都のものと思われる。

図13：実地試験の採点表：

上は明治35年以前のもの、
下は明治36年以降のものと思われる。

計が10点以上あり、学説の全得点と合計して50点以上のものが及第とされた。明治25年の方が表現が簡略化されているが双方とも合格には50%以上の得点が必要とされた(図11)。

5. 試験の採点表

これは和紙の罫紙に毛筆で書かれており先生の直筆と思われる。先生が担当された科目の解剖・生理と薬品のものが2部、病理・治療と器械のものが3部の計5部である(図12)。試験の年次は記載がないので不明であるが、出願者が44名、50名、58名、61名、128名のものであることと試験科目に器械がある(歯科用器械は明治41年第2回から歯科技工学となる)ことから、明治25年から41年までのものであることが想像出来る。5部のうちの

2部は歯科医事衛生史に記載されている出願者数と欠席者数とが一致する点で、50名のものが明治26年第2回京都のものであり、58名が明治29年第2回京都のものではないかと思われる。この5部の採点表から計算して得られた科目別の平均点数は表3の如くなる。平均点は何れも5点に満たず、最高は生理の4.8点、最低も生理の1.9点であった。この他に受験番号と点数だけが記入された内務省の用箋と文部省の用箋が1部づつあって、これは実地試験の採点表ではないかと思われる(図13)。内務省のものは明治35年以前のものであって、日付はないが2日間の記録と考えられ、午前4名、午後4名、1日8名の受験者を担当しており、文部省のものは明治36年以降のもので、これには日付があって26日に6名、28日に6名の採点が記入されていて1日6名の受験者を取扱ったことになる。得点は5.5点を越える者はなかった。

6. 歯科医術開業試験の成績

当時の試験の成績を知る上に好都合なものは、明治29年4月に医術開業試験場名で試験委員宛送られた、明治17年から28年までの「医術開業試験成績累年表」である。それはこの期間における試験の出願者数、欠席者数、受験者数、及落者数、合格率を示したものである(図14)。これと同様のものが歯科医事衛生史にも明治17年から39年まで表示されている。両者を照合したところ明治17年から24年までの間に数値の一致しないところがあった。前者を公文書で正しいとすれば、後者に

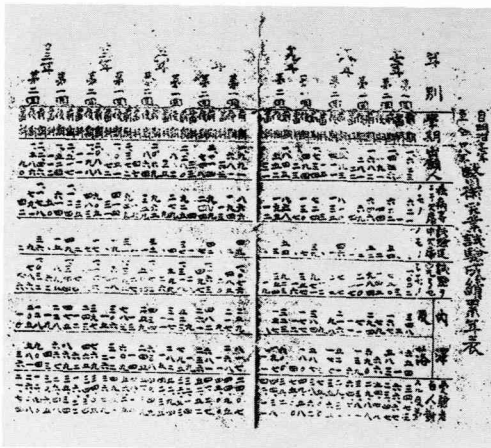


図14：医術開業試験成績累年表

表4：試験の状況における歯科医事衛生史と渡辺資料との相違。括弧内が渡辺資料

明治17年	第1回	出願者数	欠席者数	中途欠席者数	及第者数
	2	3 (4)	0 (1)		3 (2)
		5	1		2
18	1	13? (22)	0 (4)	0 (1)	11
	2	11? (15)	0 (3)	0	9
19	1	20 (23)	1 (7)	0	12
	2	19 (31)	0 (12)	0	8
20	1	15 (33)	0 (13)	0	4 (9)
	2	29 (33)	0 (4)	1	9
21	1	26 (35)	0 (9)	0	11
	2	28 (47)	0 (19)	1	14 (13)
22	1	72 (41)	0 (31)	0	15
	2	76 (111)	0 (35)	2	12
23	1	62 (112)	0 (50)	0	19
	2	32 (90)	0 (42)	1 (2)	6 (10)
24	1	121	58	2	15
	2	144	67 (66)	0	14

誤りがあることになる。しかしその主な相違点は、
 歯科医事衛生史の出願者数のところに出願者数から
 欠席者数を除いた受験者数が記入されていること
 である。両者の相違点を表4で示す。また現代
 日本医療史にも明治20年から25年までのものが表

示されているが、23年第1回の出願者数111名は
 112名の誤りである。この渡辺資料と歯科医事衛生
 史によって作製した合格率と欠席率は表5のよう
 になる。これによると出願者数が次第に増加する
 につれて合格率が悪くなり、とくに学説試験と実
 地試験の期日が分離された明治37年から出願者が
 急増すると共に合格率が著しく低下するのが注目
 される。また明治30年頃まで欠席率の高い点が如
 何なる理由によるものか奇異に思われる。教育機
 関の不備からもたらされる受験者の学力不足の不
 安感の現れなのであろうか。

7. 試験問題の一部

渡辺資料の中に実際に使用されたものではない
 かと見られる試験問題用紙(図15)と開業医試験
 と題された新聞の切り抜きがある。当時の問題の
 内容と程度を知るためにそれを原文のまま列記す
 ると、

歯科病理

歯質知覚過敏症ニ於ケル知覚ノ劇シキ部分及ヒ
 其原因療法ヲ問フ

歯科解剖

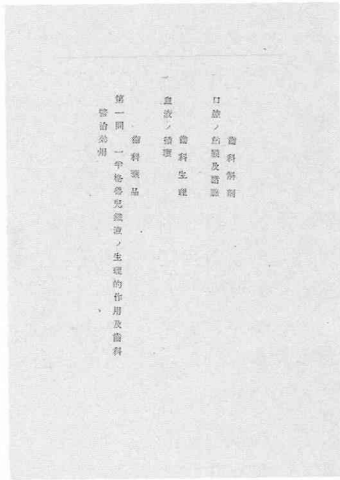


図15：実際に使用されたものと思われる試験問題用紙

表5：試験の合格率と欠席率 (明治28年までは渡辺資料による)

		合格率	欠席率			合格率	欠席率
明治17年	第1回	66.67%	25.00%	明治29年	第1回	13.56%	8.94%
	2	—	—		2	13.66	8.00
18	1	64.71	22.72	30	1	22.52	21.55
	2	75.00	20.00		2	17.79	4.68
19	1	75.00	30.43	31	1	18.86	10.26
	2	42.11	38.71		2	15.29	8.11
20	1	45.00	39.39	32	1	13.61	8.17
	2	32.14	15.15		2	13.07	11.11
21	1	42.35	25.71	33	1	14.29	10.18
	2	48.15	42.55		2	10.33	7.80
22	1	36.59	43.06	34	1	12.86	9.06
	2	16.22	33.33		2	14.35	6.45
23	1	30.65	44.64	35	1	14.43	8.20
	2	21.74	48.89		2	13.78	7.97
24	1	26.56	49.59	36	1	13.87	5.78
	2	17.95	45.83		2	13.03	7.53
25	1	16.09	24.35	37	1	9.21	10.06
	2	14.29	34.19		2	7.32	4.33
26	1	20.39	27.46	38	1	8.07	4.33
	2	12.69	15.72		2	5.99	7.79
27	1	9.82	9.44	39	1	5.46	7.36
	2	14.40	10.90		2	4.38	18.32
28	1	17.67	15.38	平均		13.40	8.98
	2	13.56	15.38				
	平均	20.57	27.82				

造歯細胞ヲドントプラスト形状所在及齒纖維トノ關係ヲ記セ

齒科用器械

第一問 硬固護膜ニ配合セル硫化汞ハ人體ニ傷害ヲ與フル者ナルヤ否及護膜床ニ弊害アルヤヲ問フ

齒科用藥品

第二問 石炭酸ノ製法性状及齒科醫治効用併セテ本品造歯細胞ニ傷害ヲ與フル者ナルヤ否ヲ問フ(以上三日)

齒科生理

顎骨胚胎後幾週日ニシテ化骨機能ヲ起シ齒髓ノ初生スル時期ト如何ナル物質變化シテ象牙質ヲ形成スルカヲ記セ

齒科治術

齒髓ノ一部露出セシモノヲ保護的療法ノ注意及ヒ施術ノ順序如何

齒科用藥品

第一問 丁字油ノ性状効用及ヒ齒科應用合劑ニ三ノ名稱ト其主治ヲ示セ

第二問 「アマルガム」ニ黄金若クハ白金ヲ加合セハ如何ナル性質及効用ヲ呈スルヤ(以上四日)であって、これを北村著の試験問題集⁹⁾と照合すると明治23年第2回東京の問題と一致する。同じく問題用紙の方は明治30年第2回京都のものと思われる。

この出題のうちゴム床義歯、過クロール鉄液とアマルガムに金や白金を加え合せることは近時全く姿を消していると言えるが、その他の出題は現在でも通用するであろう。

総 括

本学所蔵の渡辺晋三先生の遺品のうち明治時代の歯科医術開業試験に関連のある資料を調査してあらたに次の諸点で従来の発表に対し追加及び訂正すべき内容が認められた。

1. 明治37年第2回から同じ期日に行われていた学説試験と実地試験が分離されることになったが、実地試験が行われたのは学説試験の1~1.5ヶ月後であった。

2. 試験委員の任命と実務にあたっては、数次に亘る文書の往来があり、任期4年の試験委員任命の内閣辞令、試験担当の要請状、試験日の通知、試験地への出張辞令、問題会議の通知、委員手当

の辞令、請書などを図示した。

3. 試験委員の手当は瀬戸氏の発表と一致するが、給与の額についてはおおむね受験者数に対応して支払われていたようであり、実地試験が分離されてから急減している。

4. 医術開業試験取扱手続の実物があって、それによると試験に及第するためには50%以上の得点が必要とされていた。

5. 先生直筆の試験の採点表があるが、これによると一科目の平均点数はどの科目についても10点満点で5点を越えるものがなかった。このことは試験成績累年表による平均合格率が20%以下である点に符合する。実地試験は試験委員1名につき受験者数が1日10名以下に制限されていたようである。

6. 試験の状況については従来の発表に数値の誤りがあり、渡辺資料によって訂正した。

ま と め

近代歯科医学の先覚者渡辺晋三先生の遺品のうち、明治時代の歯科医術開業試験に関連する資料を調査した。23年もの長きに亘り試験委員として医術開業試験の実務に携われた先生の遺品だけに、辞令、文書など歯科医学史の上からも貴重なものが多く、当時の試験の状況を目のあたりにする感を深くした。とくに従来発表されていたものに追加、訂正を行うことが出来たのは大きな収穫であった。

稿を終るにあたり本学に貴重な資料をご寄贈下さった、渡辺晋三先生の令息嫁糸子様、令孫の東京歯科医学士協屋和夫先生の御好意に対して心から謝意を表する。

文 献

- 1) 矢ヶ崎 康, 市川博保, 橋口緯徳 (1985) 明治時代の一開業医についての考察 渡辺晋三先生遺品より, 松本歯学, 11: 103~110.
- 2) 日本歯科医師会 (1940) 歯科医事衛生史, 前巻, 212~241, 354~391. 日本歯科医師会, 東京.
- 3) 川上 武 (1966) 現代日本医療史, 123~128. 勁草書房, 東京.
- 4) 瀬戸俊一 (1973) 医術開業試験委員渡辺晋三先生について. 日本歯科医史学会会誌, 1: 77~78.
- 5) 北村宗一 (1918) 歯科学問題集. 文光堂, 東京.
- 6) 今田見信, 正木 正 (1977) 日本の歯科医学教育小史. 医歯薬出版, 東京.